

10・13 集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、北野弘久、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝

連絡先：〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301

TEL 03-3868-6630 FAX 03-3868-6631

<集会妨害国賠第一回裁判 2・23東京地裁>

被告(警視庁)が集会参加者の盗撮を自認!

「集会の自由」の破壊を許さず、裁判に勝利しよう!

“公安警察が反戦の集会参加者をビデオ盗撮して何が悪い”?!—いま東京地裁で驚くべきことが起こっています。2月23日に開かれた集会妨害国賠裁判[※2頁コラム参照]において、被告・東京都(=警視庁)は警察が集会参加者を盗撮していたことを自認したのです。原告・弁護団から提出された訴状にこたえて曰く。「ペローチェ店内において警視庁警察官が本件集会に対する視察を行っていたこと、同視察に際し、ビデオカメラによる撮影を行ったこと及び撮影の形態が集会参加者に気づかれないようなものであったことは認める」[準備書面(1)]と。しかもそれを謝るところか、鉄面皮にも、訴えを「棄却するとの判決を求める」と言うのです。

だがいうまでもなく、警察官が集会などへの参加者をむやみにカメラやビデオで撮影することは違憲・違法な行為です。今回公安刑事らがあえて「参加者に気づかれないよう」にビデオ撮影(=盗撮)したのも、またそれを発見し抗議に駆けつけた実行委員会の学生を突き飛ばし脱兎のごとく逃げ去ったのも、ビデオ撮影するのは違法であることを彼ら自身が重々承知しているからにほかなりません。にもかかわらず、私たちがこれを提訴し、さらに「ニュース」(12・16付)でこの公安刑事らの盗撮現場を写真入りで暴露するや、もはや逃げられなくなった彼らは“盗撮して何が悪い!!”とばかりに居直ってきたのです。しかも今回被告は、警察が現場で「本件集会に対する視察を行」い、「帽子、マスク、サングラスを着用し…単眼鏡を用いて…メ

モをとり…カウンターで人数を数えていた…ことは認める」とも明言しました。マスクやサングラスの異様な風体で多数の公安刑事が集会を監視し威圧したことまで自認し居直ったのです。

それでは『視察』や盗撮の目的は何か?! それを行う法的根拠は何か?!—法廷で弁護団が鋭く追及しました。もちろんその目的が公安警察の情報収集に、そして集会の妨害=破壊にあることは明白です。しかしそのように公言するわけにいかず、また正当な法的根拠も主張できずに被告代理人は、「それは、追って…」と逃げようとしてしました。ところが裁判長から、「そこは裁判所としても明らかにしてほしいところなので、次回裁判までに書面を出してください」と言われ、渋々承諾したのでした。

そして120名もの大弁護団を代表して団長の矢澤昇治弁護士が、また原告らを代表して森井眞さん(元明治学院大学学長)が、それぞれ迫力ある発言をおこない[※4頁参照]、満席の傍聴者から大きな拍手がわきあがりました。

裁判に注目する皆さん。公安警察が帽子・マスク・サングラスという異様な姿で集会を監視・威圧するだけでなく、ビデオで参加者を盗撮しても構わない、というこの居直りを許してしまえば、もはや警察に監視されることを覚悟しなければ集会を開けません。いや、それこそが彼らの狙いなのです。もの言えぬ暗黒の時代の再来を阻止するためにも、この裁判に負けるわけにはいきません。奮闘する原告・弁護団を支援する輪を、さらに大きく広げていきましょう。

——第1回裁判報告会(2月23日)に60余名が参加——

「この裁判は憲法裁判だ、絶対に勝利しよう」——決意固める

公安警察による集会への威圧・監視・盗撮の“合法化”を許すな！

第1回裁判終了後の午後4時から、弁護士会館会議室で、「支援する会」が主催する裁判報告会が開かれ、共同代表をはじめ60余名が参加しました。

はじめに、**矢澤昇治弁護士**が120名にのぼる大弁護団の団長としてあいさつに立ち、「私たちは、この裁判を通じて、日本国憲法が保障する基本的人権とりわけ集会の自由と表現の自由を、権力者の侵害から擁護する意義の大きさをあきらかにし、守り抜かなければなりません」と決意を力強く述べました。

つづいて原告の**森井眞**さんが、「アメリカと一緒に戦争をしたがっている政府は、反戦・平和を求める私たちが邪魔でしようがない。だから昔の特高警察と同じことをやってきている。今回のような集会妨害は絶対に譲ってはならない。私たち一人ひとりが、国を、世界を、歴史を動かすのでなければならない。みなさんとともに歴史をつくっていきましょう」と、全身の力をふりしぼるように熱烈に呼びかけると、参加者から大きな拍手がわきおこりました。

弁護団の**西澤圭助**弁護士から第1回裁判の報告があり、「警察官の威圧・監視と盗撮の目的と法的根拠を追及するや、被告の東京都は

【10・13集会妨害国家賠償請求訴訟とは】

2008年10月13日に、東京・なかのZERO大ホールで開かれた反戦・平和の集会「断ち切れ！核軍拡競争と大戦の危機 <戦争と貧困強制>に抗する10・13怒りの大集会」にたいして、帽子・マスク・サングラス等を着用し異様な格好をした警視庁の私服警察官数十名が、会場入口前で集会参加者を監視・威圧するだけでなく、JR中野駅から会場に通じる道路沿いのコーヒESHOPの中から、3人の私服警察官がビデオカメラで集会場に向かう参加者を盗撮した。「集会の自由」を侵害する違憲・違法のこの集会妨害にたいして、集会の呼びかけ発起人である土屋公献氏や森井眞氏ら4人が原告となって、東京都(警視庁)に対し、12月3日に東京地裁に国家賠償請求訴訟を起こした。



『即答はできない』と逃げた。私たち弁護団は、誰が・誰の指揮のもとに・何のために・いかなる法的根拠にもとづいておこなったのかを断固追及し集会の監視や盗撮の違法性・違憲性をより明確にしていきたい」と述べました。

つづいて、公安警察のビデオカメラを使った盗撮を発見・追及し写真撮影した実行委員の学生(原告の**藤原智志**さん)が、摘発された私服警官たちの周章狼狽ぶり、終始押し黙っていた異様さ、脱兎のごとく逃げ出した状況を、現場で撮影した写真を見せながらリアルに報告しました。

7名の共同代表がこの裁判を支援する決意を述べました。はじめに、**北野弘久**さん(日本大学名誉教授)が「特高警察が戦後60年余をへた今居るということだ。非常に恐ろしいことであり、私たち自身が行動を起こすことが大事だ」と呼びかけました。**伊藤成彦**さん(中央大学名誉教授)は、「この訴訟はまさに憲法裁判です。絶対に負けるわけにはいかない。もし負ければ、公安警察がこういうことをやってよいということになる」と、この裁判に勝利することの歴史的な意義を力説しました。**池田龍雄**さん(画家)は、かつて関わった裁判の経験に触れながら、「三権分立とはいっても政治的問題に関わる裁判では、とくに最高裁は権力者側にたった判決を出している」と警戒を促し、**崔善愛**さん(ピアニスト)は、「この

裁判で私たちは、国家公安を相手に、あたかも国家権力を相手にたたかっている。憲法にうたわれている『集会の自由』を誇り高く守っていくために、私もこの裁判に参加していきたい」と決意をあきらかにしました。

橋本勝さん(イラストレーター)は、自筆の絵(「マスクマン立入禁止」など)を使ってアピールしました。「権力に抵抗することで民主主義をしっかりと自分たちのもの



のにすることができます。憲兵が威張っている時代へと逆戻りさせないために、頑張りましょう」と。**信太正道**さん(戦争屋にだまされない厭戦庶民の会)が、「この裁判は関ヶ原の戦いです。敵・公安警察は『盗撮した』と泥を吐いた。彼らは負けられない。なんとしても勝ちましょう」と力をこめて訴えました。出席できなかった**斎藤貴男**さん(ジャーナリスト)からの「力を合わせてこの裁判を支援しましょう」というメッセージが紹介されました。

こうした発言に鼓舞されて、参加者は警察の居直りを絶対に許さない決意を固めました。

国賠裁判支援の輪に加わろう！

反戦・平和を求め、人権擁護を訴え、生活破壊に反対し、社会正義を貫こうとしているすべての市民・勤労者・学生に訴えます。私たち

と共にこの裁判を支援する輪に加わってください。戦争と貧困強制に反対する市民集会にたいする妨害を訴えたこの裁判で、被告の主張がもし認められたならばどうということになってしまうのでしょうか。公安警察が集会参加者に対して単眼鏡を片手に帽子・マスク・サングラス姿で威圧・監視したうえに、ビデオで盗撮までおこなうことが合法化されます。今後は、平和集会や暮らしを守る運動だけでなく、“お上に逆らう”と見なされたあらゆる集会が、警察の監視下におかれるにちがいありません。今回、被告の東京都(=警視庁)が、それらの違法行為を警察がおこなったと自認し居直ってきたのは、まさにそれを合法化し常態化することをこそ狙っているからではないでしょうか。あの<戦争とファシズムの暗黒時代>の再来を絶対に許してはなりません。

すべての心ある人々にあらためて訴えます。公安警察による集会への威圧・監視・盗撮を許すな！「集会の自由」を守れ！集会妨害国賠裁判を支援しましょう！

次回裁判のお知らせ

日時：2009年4月27日(月)

16時15分開廷

場所：東京地方裁判所705号法廷

〔東京メトロ霞ヶ関駅下車〕
A1出口を出てすぐ

原告からのメッセージより

土屋公献さん(元日弁連会長)

高々と謳われている集会・結社・表現の自由を有する国民を、公僕である官憲が監視するなどということは、まさに主客顛倒も甚だしく、明らかに違憲、違法の暴挙であり、絶対に許せるものではありません。……昨年10月13日と同趣旨の平和集会は、既に何年も前から度々開かれておりますが、その都度われわれの警告と公安警察の監視が繰返されて来ました。今回の訴え提起は遅きに失するものです。ある時は、私自身が現場に屯る者たちの指揮者に直接抗議を申し入れたことが何回もありました……。私ども主催者は、どのような組織とも関係なく、善良な市民に呼びかけている……。弁護団の作成して下さった訴状は、全く完璧で、一寸の隙もあり

ません。引用されているドイツの牧師の言葉「その時は既に遅すぎた」、あるいは森井先生の意見陳述にもあるように、今われわれが、公務員の行動に馴れっこになり、これらを見過していれば、「堤防の小さな穴から堤防が決壊して洪水になる」危険が迫っているのです。今の今、叫ばないことは「大罪」を意味します。皆様、頑張りましょう。

古川路明さん(名古屋大学名誉教授)

反戦・平和を求める集会を公安警察が妨害するなどということは、あの悲惨な戦争に照らしても決して見過ごしてはならないことです。私も、土屋先生・森井先生と共に、そしてまた弁護団や支援する会の皆さんと共に、この裁判をたたかってまいりたいと思います。

「集会の自由と表現の自由にかかる司法判断が歴史的な意義を有する」

(矢澤昇治弁護団長の意見陳述)



……治安維持法違反事件である京都学連事件などにおいて特高刑事が跋扈していた当時の状況とわが国の現況は、まさしく酷似しております。当時は、満州事変から太平洋戦争へ、昨今では、アメリカの論理で故なく進められたイラク戦争そしてアメリカの敗北と挫折です。そして、わが国は、自衛隊が平和憲法を踏みこむことに左祖してきました。その背後では、陸上自衛隊情報保全隊による戦争反対運動に参加する者の監視活動、立川などのビラ配付に対する狙い打ちなどの弾圧が続いております。警察と検察は、射水や志布志での違法捜査をなし冤罪事件をでっちあげました。悲しいことに、司法(裁判所)が無批判的に捜査・逮捕令状を発布し、有罪判決を下すなどしております。そして、誰もがその責任を問われていないのです。今や、わが国では、あの特高警察により行われてきた抑制と弾圧のための「監視と取締」が行われているということでもあります。本件訴訟において、警視庁警察官が蝟集して、公道においてのみならず第三者たる私人の経営する店舗から、集会に参加する者に対して、監視と盗撮を実施しました。……私は、国民の一人としても、司法に、裁判所に、そして裁判官諸氏に是非要望いたしたい。平和憲法を遵守していただきたい。我々とともに基本的人権を擁護していただきたい。そして、公安警察による特高まがいの尾行、偵察そして盗撮という違憲・違法な行為に対して、司法による行政のチェック機能、司法の役割を果たしていただきたい。この役割を果たすことが、本件訴訟における司法の使命であり、集会の自由と表現の自由にかかる司法判断が歴史的な意義を有するものであると確信するところです。……

「日本の民主主義、世界の平和のためにも、絶対に譲歩してはならない」

(原告・森井眞氏の意見陳述)

……何年か続いているこの一連の市民集会では、いつも必ず元日弁連会長の土屋公献さんが開会の辞を、私が閉会の辞を受け持ってきたのですが、私は、会の呼びかけ発起人のひとりとして、敢えて全責任を負って断言します。あの集会には危険なものなど何もない。あれは、政党党派を越えた公開の、平和を求める穏やかな市民集会で、当日も、日本が再び戦争をする国になっていいのだろうか、社会的弱者が苦しめられていいのだろうか、という問題を中心に、真剣に意見が交わされた、民主主義を守るための集会でした。だから、そんな市民集会を妨害することこそ、まさに危険です。……私は二年近い軍隊生活を強いられたすえ、くしくも生き残った戦争体験世代のもですが、終戦後、時が経てば経つほど、あの15年戦争がいかにも多くの同胞日本人やアジアの隣人に恐るべき犠牲を強い、耐えがたい苦しみを与え、かけがえのない尊いものを奪ったかを知って、深く心が痛むようになりました。あんな歴史はもう絶対に繰り返してはならないのです。……歴史の痛い体験から学んで生まれた今の憲法では、お上ではない私たち国民が国の主権者であり、基本的人権と非武装平和が保障されています。主権者である私たちには、一人一人に、すべての人の人間としての尊厳が守られることへの責任と、平和への責任があります。……あの集会の前に、土屋公献さんと古川路明さんと私の名で、予め警察に、集会の趣旨を伝え、妨害などしないようにと公式に申入れました。にもかかわらずその申入れを無視しての違憲・違法行為なのです。もしそんな行為が黙認されれば、これは人間の自由・尊厳を守る堤防の決壊になりかねません。それ故私たちは、ここに、断乎として当局の責任を追及し、法の厳しい裁きを求める次第です。……私たちは今この問題を、日本の民主主義、世界の平和のためにも、絶対に不問に付し、譲歩してはならないのだ、と確信します。



10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先：郵便振替口座 00170 - 6 - 777598 加入者名「集会実行委員会」
※通信欄に「国賠支援カンパ」とお書き下さい。

10・13 集会妨害国賠を支援しよう！